

総務常任委員会

平成20年5月23日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西 和夫	○伴 吉晴	小林 誠
紀 良治	嶋田 善行	辻 善次
中川議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	池田 善紀
総 務 課 長	佐藤 滋生	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	加藤 恵三
同 課 長 補 佐	谷口 智子	企 画 財 政 課 長	面 卷 昭 男
同 課 長 補 佐	本庄 徳光	税 務 課 長	山 崎 善 之
同 課 長 補 佐	松岡 洋右	教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生 涯 学 習 課 長	清 水 修 一
生涯学習課技師	平田 政彦	監 査 委 員 書 記	山 崎 篤
会 計 管 理 者	浦口 隆	会 計 室 長	清 水 孝 悦

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、 辻委員

委員長

おはようございます。

審査に入ります前に、4月に町職員の人事異動がございましたので、当委員会所管の総務部、教育委員会について、異動のありました職員のご紹介をしていただきたいと思います。

（ 人事異動職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。ご苦労さまでした。

（ 職員退室 ）

委員長

それでは、全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、伴委員、辻委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査の（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

まず、史跡藤ノ木古墳整備工事につきましては、今年3月に竣工いたしましたことから、4月8日に報道機関への発表を行いました。そして5月2日には、整備工事の竣工記念式典を開催いたしました。議員のみなさまにおかれましては、公私ともお忙しいなか、式典にご臨席を賜りましてありがとうございます。

そして、式典後の「虹の家」と「あゆみの家」及び地元西里自治会への先行しまして石室の特別公開を実施し、午後からは町民への特別公開を開催いたしました。また、翌3日より6日までのゴールデンウィークの4日間には、一般の見学者を対象としました石室の特別公開を開催しまして、のべ7,365名の参加を得たところでございます。

今後は、今年の秋季に計画しております石室特別公開につきましては、今回の石室公開に伴う石室内環境の変化等の状況を見ながら、開催の時期や期間等を検討し、実施してまいりたいと考えております。

次に、平成20年と21年の継続事業であります（仮称）文化財活用センターの整備についてであります。現在着工に向けて準備を進めているところであり、9月議会での議決を得まして、着手してまいりたいと考えております。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。今年度は整備に伴う発掘調査として塔及び金堂基壇の調査を計画しております。調査に先立ち整備検討委員会を6月中に開催し、引き続き調査に着手してまいりたいと考えております。

その他の事業につきましては、特段ご報告いたしますことはございません。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 藤ノ木古墳史跡公園は、立派な公園が出来上がったと喜んでおりますが、あそこに植えられている立木ですね。また、ツツジでしたか、ツゲ、それらの単価ちょっと教えていただけますか。

生涯学習
課長 今の植栽、立ち木等の件でございますが、まず、墳丘部の周囲を植栽しましたコグマザサでございますが、平米当たり約9,000円でございます。そして墳丘周囲部で植栽いたしております芝でございますが、平米当たり約1,400円でございます。そして、あと高木として植栽しております榆の木は15本植栽しております。それが1本当たり約8万5,000円。そして、低木として山茶花は、44本植栽しております。その単価が1,000円。そして、あとサツキでございますが、サツキが1本約900円、80本植栽しております。そして、墳丘の周りに植栽しておりますツゲが600本植栽しております。それが約1,100円。そしてあとベンチが12基設置しております。1基当たりが17万8,000円ということになっております。以上です。

委員長 ほかございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 6月定例会の付議予定議案についてを議題と致します。

6月定例議会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

初めに、(1)斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 山崎税務課長。

税務課長

それでは、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成20年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が、平成20年4月30日に公布され、同日から施行されることから、本条例において所要の改正を行うものでございます。

議案書の斑鳩町町税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきご説明申しあげます。資料1の一番最後のページをお開き願いますでしょうか。

主な改正の内容でございます。

まず、住民税関係では、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度が平成21年4月1日から施行されます。公的年金からの特別徴収制度の導入につきましては、高齢社会の進展に伴い公的年金を受給する高齢者の増加、高齢者基礎控除等の見直しや、税源移譲が行われたことを背景として、個人住民税についても、公的年金からの特別徴収制度の導入について地方関係団体から強く要望されてきたところであります。

このような状況を受けまして、平成20年度の税制大綱において具体的な案として盛り込まれ、4月30日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたところであります。

制度の施行は平成21年度からとし、特別徴収については同年10月の支給分から実施することとなります。これによりまして、従来、個人住民税を町の窓口や金融機関に出向くなどして納付していたものを、あらかじめ特別徴収により年金から自動的に納付がなされることで、納税者の利便性が向上するものと考えております。併せて、町においても事務の効率化も図ることができ、ひいては徴収体制の強化に資するものと考えております。

特別徴収の対象者は、個人住民税の納税義務者であって、前年中に公的年金等の支払いを受けた人のうち、当該年度の初日において老齢基礎年金等を受給している65歳以上の人が対象となります。

特別徴収の対象となる税額につきましては、公的年金等に係る所得

に係る所得割額と均等割額が対象となります。特別徴収の対象となる年金は、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の老齢又は退職を支給事由とする年金となっております。

なお、昭和60年改正前の旧制度に基づく年金を受給していて、老齢基礎年金を受給していない人については、当該旧制度に基づく年金が対象となります。

徴収の方法につきましては、初年度は、当該年度の4月1日から9月30日までの間は、所得割額及び均等割額の2分の1に相当する額について、年度前半の普通徴収の納期に普通徴収の方法により徴収することとなります。10月1日から翌年3月31日までの間は、所得割額及び均等割額の2分の1に相当する額を特別徴収対象年金給付から特別徴収の方法により徴収することとなります。

最後に、特別徴収の対象となる年金受給者に対する通知でございますが、6月20日までに通知を行うこととなっております。

なお、本制度の導入に関しましては、町広報あるいはインターネット等を活用し、住民の皆様には制度の周知を図って参りたいと考えております。

制度の詳細につきましては、「個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度について」として、参考資料1で取りまとめておりますのでご覧いただけますでしょうか。

まず、1. これまでの経緯・制度の導入の意義でございますが、先ほどご説明申しあげましたように、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入については、地方関係団体から強く要望されてきたところであります。このような状況を受けまして、平成21年度10月の支給分から公的年金等からの特別徴収が実施されることになりました。これによりまして、あらかじめ特別徴収により年金から自動的に納付がなされることで、納税の利便性が向上し、また、年金の支給月に併せ徴収されることにより、支給月と一致していなかった普通徴収の方法と比べ、納税の負担感が軽減されるものと考えられます。

次に、2. 徴収制度の概要でございます。

対象者は、当該年度の初日において老齢基礎年金を受給している65歳以上の人でございます。なお、年金の年額が18万円未満の人と、徴収税額が年金の年額を超える人及び当該年度の基準日に町内に住所を有しない人については、特別徴収の対象とはしないこととなっております。

また、この制度における公的年金は、所得税法35条第3項に規定する公的年金とされております。具体的には表の中に記載しております年金でございます。

次に、対象となる年金でございますが、老齢基礎年金等の老齢又は退職を支給事由とする年金でございます。また、障害年金や遺族年金は課税の対象外となっております。

図でお示ししておりますように特別徴収の対象となる年金給付は、基本的には、老齢基礎年金がその対象となることが多いと考えられますが、旧制度に基づく年金を受給しており、老齢基礎年金を受給していない者については、旧制度に基づく年金が対象となるものでございます。

次に、3. 徴収税額の徴収方法でございます。

新たに特別徴収を開始することとなるため、初年度の徴収は(2)の新たに特別徴収を開始する場合は初年度の対応となります。

初年度については、年度前半において年税額の1/4ずつを6月と8月に普通徴収により徴収し、年度後半において年税額から普通徴収した額を控除した額を、10月、12月、2月における老齢基礎年金等の支払いごとに特別徴収により徴収するものでございます。

以上が公的年金からの特別徴収制度の概要でございます。

条例改正の要旨にお戻りいただけますでしょうか。個人住民税における寄附金税制の見直しについてでございます。近年、寄附文化の醸成や地域に密着した民間公益活動の促進を図る必要性の高まりや新たな公益法人制度がスタートすることから、個人住民税の寄附金税制においても、対応が求められてきたところであります。また、「ふるさと納税」についても検討が行われ、地方団体に対する寄附金税制を拡

充する方向で結論が出されたところであります。こういったことから、地方公共団体に対する寄附金税制等の見直しが行われております。いわゆる「ふるさと納税」につきましては、昨年から、「税」を分割する方式の導入の可否について議論が行われておりましたが、受益と負担の関係や課税権の問題などを踏まえ、寄附金税制を活用する方式によるべきとの結論が導き出されたところでございます。このことから、寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲は、出生地や過去の居住地などに限定せず、すべての都道府県又は市町村とするものでございます。

次に、これらの寄附金控除について、従来の所得控除方式から寄附金に係る税額軽減効果を高めるため税額控除方式に改めております。控除対象限度額についても制度創設以来、総所得金額等の25%に据え置かれておりましたが、今般の制度改正により、対象寄附金の範囲が拡大され、寄附金税制の制度拡充により寄附金の増加が見込まれることにより、30%に引き上げを行ったものでございます。また、寄附金控除の適用下限額は、制度創設以来10万円に据え置かれており、相当多額の寄附をしない限り控除の対象とならないため、制度の使いにくさが指摘されてきたところであります。このため、寄附金税制の全体の抜本的な見直しを行う中で、適用下限額を大幅に引き下げ、所得税と同水準の5千円としたものでございます。

制度の詳細につきましては、「寄附金税制の見直しについて」として、参考資料2で取りまとめておりますのでご覧いただけますでしょうか。2ページをお開き願います。地方公共団体に対する寄附金税制の見直し事項を表で整理しております。寄附金の範囲は変更はございません。控除の方式について所得控除方式から税額控除方式に変更となっております。控除率についても、控除額の税率分として10%の軽減効果でありましたが、寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と併せて全額控除するものでございます。

また、控除対象限度額においても総所得金額等の25%から30%

に引き上げられております。適用下限額についても10万円から5千円に大幅に引き下げられております。具体的な例といたしまして、次のページに事例を交え解説をいたしております。イメージ図としてまとめたものでございます。年額、例えば700万円の方、これの方の住民税の年間納付額を計算いたしますと、大体29万6千円程度であろうと。夫婦と子どもが2人の世帯であると。こういう方が年間3万5千円を地方自治体に寄附をいたしますとどうなるかということでございます。まず、5千円が自己負担となってまいります。寄附金のうち5千円を超える部分はその控除の対象となるものでございます。次に所得税のほうで3万円に対しまして10%還付がございますので、3万円から3千円が差し引かれ、2万7千円が対象となるというものでございます。この方、29万6千円、年間の納付額がありますので、そのうちの10%が上限となりますので、自動的に2万9,600円よりも2万7千円が下回るため全額住民税が控除されるというような制度になってございます。

以上が、寄附金税制の主な改正内容でございます。

条例改正の要旨にお戻りいただけますでしょうか。次に、3点目といたしまして、上場株式等に係る譲渡所得等に対する課税についても改正が行われております。平成20年12月31日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る軽減税率の10%、内訳は所得税7%、住民税3%でございます。これについて廃止をし、平成21年以降は本則税率の20%、内訳は所得税15%、住民税5%でございます。これに戻すこととされております。ただし、特例措置といたしまして、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る譲渡所得のうち500万円以下の部分については、10%の軽減税率を適用するものでございます。

また、上場株式等に係る配当所得に対する課税についても、譲渡所得割に対する軽減税率の取扱いと同様の措置が講じられております。ただし、特例措置といたしまして、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払いを受けるべき上場株式等の配当所得

のうち100万円以下の部分については、10%の軽減税率を適用するというものでございます。

次に、公益法人改革に関連して、法人町民税均等割の減免対象について、民法第34条に規定されていた法人について、内閣総理大臣又は都道府県知事が公益性を認定した公益社団法人及び公益財団法人を減免の対象とするものでございます。以上が住民税関係の主な改正点でございます。

次に、固定資産税関係においても改正が行われております。公益法人制度改革に対応するため、固定資産税の非課税の適用を受けていた民法第34条に規定する法人について、内閣総理大臣又は都道府県知事が公益性を認定した公益社団法人及び公益財団法人を対象とするものでございます。

また、平成21年度分から平成25年度分までの移行期間に係る固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする公益社団法人若しくは公益財団法人について、地方税法附則の改正に伴い、法令の規定により公益社団法人若しくは公益財団法人とみなされる法人を含むことといたしております。

以上が6月定例会に付議を予定している町税条例の主な改正内容でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 公的年金から、いわゆる天引きですね、されるということなんですけれど、これは強制的なわけですね。

税務課長 まあ、強制的といえは強制的ということになるかと思いますが、法令でそのように制度が創設されましたことから、当然町においてもそれに従うということになってまいります。

嶋田委員 後期高齢者の関係で年金から天引きされて、なんか払うのは当たり前やけれど、なんか搾取されたように感じておられる方が大変多くいらっしゃるような感じを受けております。この町税の天引きについてもですね、払っていただかなければならないもんなんですけれども、また、払いに行く手間、そういうふうなものを軽減するいうんですか、そういうふうな利便性はあるとは思いうんですけれども、住民の方からみるとなんか勝手に取られたと、いうふうに感じられる方が多くなるんではないかなと思いますんで、そこらへん、くどいほど周知していただきたいと思います。

それとですね、次に寄附金税制、ふるさと納税ですね。創設されてこれ斑鳩町への影響というのは、どのように考えておられますか。

企画財政課長 ふるさと納税、いわゆるふるさと寄附金の影響額なんてすけれど、斑鳩町といたしましては町外の方から寄附金というかたちで納めていただければ増収のほうは見込めませんことから、ただ今、情報発信といいますか、町外の方にご寄付いただけるようなかたちで情報発信していくことが大事だと考えておりますことから、ホームページであるとか、そういったものを構築しながら斑鳩町への寄附金がまいるようなかたちで、ただ今その整備を進めているところでございます。

嶋田委員 これふるさといいまして、別にふるさとでなくても自分の寄附したいところにあるということなんで、幸い斑鳩町はいろんな史跡等がありますんでね。そこらへんをメインにさせていただいてですね、発信いうんですか、勧誘いうたら語弊がありますがけれども、そのような発信でもって寄附していただくというような努力はお願いいたします。また、町外の方ですから、斑鳩町の住民の方が他へも寄附できるわけなんでね、そこらへんはなるべく流出を止めるというような努力も必要だと思います。これはもう難しい話だとは思いうんですけれどね。そこらへんまたいろいろと考えていただいいてですね、なるべくご寄付いただけるようなかたちをとっていただけたらと思います。以上です。

委員長 ほかがございますか。

(な し)

委員長 次に、(2) 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

佐藤総務課長。

総務課長 それでは、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、お手元に配布させて頂いております資料2によりまして、説明させていただきます。資料2には、改正案と新旧対照表、そして末尾に要旨をつけております。まず要旨をご覧いただきたいと思えます。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成20年4月1日から施行されたことによりまして、今回この改正に基づき、ただいまから申し上げます改正内容のとおり、補償基礎額の改定及び本条例の文言を整理するという事で、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容としましては、まず1つ目として、休業補償や障害補償等の算定の基礎となります補償基礎額の改定であります。

要旨の「1. 改正の内容」に基づきまして説明させていただきます。当町の非常勤消防団員等の損害補償に係ります補償基礎額の加算額につきまして、現在2人目からの扶養親族の加算額は200円であります。その200円を、扶養親族でない配偶者がある場合の1人目の扶養親族の加算額217円と同額に引き上げるものでございます。

続きまして、文言の整理でございます。戻っていただきまして新旧対照表をお開き下さい。新旧対照表の上段のアンダーラインのところでございますけれども、右側の旧のところでは、朗読いたしますと、

又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等とありますが、その等を除きまして、左の新にありますように救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者を追加たしまして、文言の整理を行いました。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(3) 斑鳩中学校本館東棟校舎耐震補強工事請負契約の締結について、理事者の説明を求めます。

野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 それでは、6月定例議会に提出を予定いたしております工事請負契約締結議案につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。

斑鳩中学校本館東棟校舎耐震補強工事請負契約の締結につきまして、6月議会に上程をいたしまして、審議をお願いする予定でございますが、これにつきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、予定価格が5,000万円を超えることから工事の請負契約につきましての、議会の議決をお願いするものでございます。

お手元の資料3をご覧くださいませでしょうか。工事名は、斑鳩中学校本館東棟校舎耐震補強工事でございます。契約の方法は指名競争入札。工事場所につきましては、斑鳩町龍田北1丁目地内の斑鳩中学校の本館東棟校舎でございます。次に、工事概要でございます。資料3の1、2をご覧くださいませと思えます。まず、資料3の1でございます。これにつきましては、各階の平面図でございます。一番下の段の1階平面図でございます。これにつきましては、補強の柱のます打ち、補強の工事を1階で10箇所行う予定をいたしております。こ

れにつきましては、各柱を25cmずつ太くするという工法でございます。

次の資料3の2でございます。これにつきましては立面図でございます。これにつきましては、鉄骨のブレス補強工事ということで、一番上の段の南面でございます。1階が5箇所、2階が4箇所、3階が2箇所、計合わせまして11箇所。それと北面でございます。1階が4箇所、2階が4箇所、計8箇所、合計で19箇所のブレス補強工事を施工いたしたいというふうに考えておるところでございます。

工事期間につきましては、議決後66日間を予定いたしております。

5月22日、昨日、指名競争入札を執行いたしました結果、斑鳩町興留2丁目3番21号、宮崎建設株式会社、代表取締役 辰己誠治が落札し、結果、本日仮契約を締結することとなりますが、税込みで、5,197万5千円となり、この契約額で6月定例議会に上程させていただき予定でございます。

以上、簡単ではございますが、6月議会定例会に提出を予定いたしております、斑鳩中学校本館東棟校舎耐震補強工事請負契約の締結につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 これ66日の工事期間ということですが、これ夏休みからませてやられるんですかね。毎日、生徒が学業に励んでいるところですのでね。そこらへんどのようにされるのかちょっとお聞きしておきます。

教委総務課長 工事期間でございます。議決後、6月23日から66日間ということで、8月27日までの間で工事を実施いたしております。当然、夏休み期間中に現場での工事を施工するというところでございます。

嶋田委員 夏休みの間だけ工事されるんですか。それとも平日にかけても工事されるといふことなんですか。

教委総務課長 平日につきましては、この6月23日以降につきましては、工場での鉄骨ブレス等の組み立てでございます。そういった関係の工事を施工いただきまして、物をつくっていただきまして、そして以後、夏休みの期間中に授業のないときに、こういった補強工事の施工をする予定でございます。

委員長 ほかございませんか。 中川議長。

議長 すんません。資料3の2の南面の1階の西側から二つ目のところに点線で補強箇所したったような印刷ですねけど。これは何か理由あって消されてるのか、どういうことか教えていただけますか。

教委総務課長 立面図の一番上の段の南面の部分の左側の部分でしょうか。

(「1階の西から二つ目の。」との声あり)

教委総務課長 これにつきましては、今回の工事ではございませんで、ちょうどこの図面でいいますと、正面玄関の図面ありますけども、その右側部分が今回の11箇所の工事でございます。左側の部分につきましては、1箇所、点々で覆ってます部分につきましては、次の工事という事で、西棟の工事の部分ということでございます。

委員長 ほかありませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)町長専決処分について承認を求めることについて(斑

鳩町町税条例の一部を改正する条例について)、理事者の説明を求めます。 山崎税務課長。

税務課長

それでは、専決処分書、資料4に基づきご説明申し上げます。

去る4月の30日に衆議院におきまして、平成20年度の地方税制の改正を内容とする「地方税法等の一部を改正する法律(案)」が再可決され即日公布となりましたことから「斑鳩町町税条例の一部を改正する条例」について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、その内容等についてご報告を申し上げます。

専決処分書の最後の方の要旨をお開き願います。主な改正内容でございます。

まず、住民税関係では、民法第34条に規定されている社団法人・財団法人については、明治29年の民法制定以来の大改革が行われ、公益法人改革関連3法が本年度から施行となります。これらの改革と合わせて、税制面での改正が必要となったことから地方税法をはじめとする関係法律の改正が行われたことにより町税条例の改正をおこなったものでございます。

具体的には、法人住民税均等割において、公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、最低税率を適用する措置が講じられたことから所要の改正を行うものでございます。

また、これらと併せて、人格のない社団等で収益事業を行わない場合には非課税とし、人格のない社団、公益法人など資本金の額又は出資金の額を有しない法人についても均等割を課す場合には、最低税率を適用する措置が講じられたことから所要の改正を行うものでございます。

次に、特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例についてでございます。個人住民税においては、株式の売却時点についてのみ優遇措置が講じられております。平成20年度の税制改正においては、所得税において出資時点における優遇措置が講じられたことから、所要の経過措置を設けた上で個人住民税における優遇措置を廃止するも

のでございます。

次に、固定資産税関係についてでございます。

地球温暖化をはじめとする環境問題への対応として、住宅の省エネルギー化を図るための改修を税制面から支援するため、省エネ改修を行った住宅に対する減額措置が講じられたものでございます。

具体的には、平成20年1月1日に存していた住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行ったものについて、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税の3分の1を減額するというものでございます。

以上が専決処分を行った主な内容でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

ございませんか。

(な し)

委員長 次に、(5)町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)、理事者の説明を求めます。 山崎税務課長。

税務課長 それでは資料5の都市計画税条例専決処分について説明申し上げます。

都市計画税条例の改正につきましても、先にご説明申しあげました町税条例の改正と同様に4月30日の衆議院における再可決により「地方税法等の一部を改正する法律」が即日公布となったことから専決処分を行ったものでございます。

専決処分書の最後のページの要旨をお聞き願います。主な改正内容でございます。条文中の地方税法をはじめとする関連法令の改正に伴

い、条項ずれ等により引用条項が変わることから所要の改正を行うものでございます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 以上、6月定例議会に付議が予定されている事案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題と致します。

まず初めに、(1)平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について、当委員会所管に関わりますものについて、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項の(1)平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてのうち、総務常任委員会が所管されます予算補正の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料6をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、歳入予算の補正についてでございます。

第17款寄附金では、福祉費寄附金で、去る4月7日に福祉基金へのご寄附をいただきましたことから、5万円の追加補正、また、教育費寄附金で、5月3日から6日に開催いたしました「史跡藤ノ木古墳石室特別公開」の際に藤ノ木古墳整備基金への募金をいただきましたことから、6万円の追加補正をお願いしております。

次に、第20款諸収入では、消防団員2名の方の退職に伴いまして、消防団員等公務災害補償等共済基金から、その退職報償金の受け入れとして121万3千円の追加補正、また、今年度実施を予定している「西岡常一棟梁生誕100年記念事業」につきまして、財団法人地域活性化センターの「活力ある地域づくり支援事業助成金」の要望を行

っていましたところ、採択決定を受けましたことから、50万円の追加補正をお願いしております。

次に、歳出予算の補正についてでございます。

第3款民生費では、歳入でご説明申し上げた福祉基金への寄附金を、福祉基金に積み立てさせていただきますことから、5万円の追加補正をお願いしております。

次に、第8款消防費では、消防団員2名の退職に伴う退職報償金12万1千3百円の追加補正をお願いしております。

次に、第9款教育費では、歳入でご説明申し上げた藤ノ木古墳整備基金への募金を、藤ノ木古墳整備基金に積み立てさせていただきますことから、6万円の追加補正をお願いしております。

最後に、第12款予備費では、本予算補正から生じた財源50万円を予備費に留保することといたしております。

以上、簡単ではございますが、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(2)平成19年度町税不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。山崎税務課長。

税務課長 平成19年度の不納欠損処分につきまして、ご報告をさせていただきます。資料7をご覧頂きたいと存じます。

平成20年3月31日付けで、地方税法の規定に基づきまして、徴収することが不能なものにつきまして、合計で3,024万9,262円の不納欠損処分を行っております。これを実人数にいたしますと、

法人を含む180人となっております。件数（納付書）では477件でございます。

事由別に申し上げますと、まず、地方税法第15条の7第4項でございます。

これは表の下に付記させていただいておりますように、滞納処分の停止が3年間継続し、納付、納入義務が消滅するものでございます。具体的には、滞納処分する財産がないとき、滞納処分することにより生活に著しく困難をきたすとき、滞納者の住所及び滞納処分をすることができる財産が不明である、こういったときは、滞納処分の停止を行い、その後3年間状況が変わらない場合には、不納欠損を行うこととなっております。

これらの事由により、納入の義務が消滅したものとして、町民税で11人、28万7,910円、軽自動車税で2人、1万1,200円、合計で実人員12人に対して29万9,110円の不納欠損処分を行っております。

次に、地方税法第15条の7第5項でございます。これは滞納処分する財産がなく、納入する義務を消滅させたものでございます。具体的には、執行停止をした場合、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、直ちに消滅させることができるものでございます。

これにつきましては、町民税で52人、459万8,824円、法人町民税で2社、23万4,100円、固定資産税及び都市計画税で7人、1,233万2,414円と138万6,286円、軽自動車税で12人、13万600円、合計で実人員64人に対して1,868万2,224円となっております。

次に、地方税法第18条第1項でございます。これは消滅時効にかかるものでございます。時効により徴収権が消滅したものでございます。

町民税で70人、606万368円、固定資産税及び都市計画税で20人、432万8,961円と48万6,899円、軽自動車税で

30人、39万1,700円、合計で実人員104人に対して1,126万7,928円の不納欠損をいたしております。

引き続き、次のページをお開き願います。

不納欠損につきまして、税目別、年度別にそれぞれの件数と金額を記載いたしております。表の一番下欄には、それぞれの税目別の実人数を記載しております。町民税では合計件数が225件でございますが、複数年次にまたがっているものがございませうことから、実人数は133人、法人町民税では4件で2法人でございます。固定資産税及び都市計画税につきましても、合計件数は101件でございますけれども、実人数は27人となっております。また、軽自動車税につきましては、合計件数147件で、実人数は44人となっております。

この平成19年度で不納欠損処分を行いましたものは、先ほども申し上げましたように、滞納が発生した当初から再三に渡り催告等を行ってまいりましたものの、処分する財産がない、あるいは本人の居所が不明である、また、本人が死亡し相続人がいないもの、競売開始により交付要求を行ったものの事件終了により配当がなかったもの、法人関係では事業所の廃業や、現在実態が不明なものなどがございます。特に消滅時効に係るものにつきましては、交渉が長期化している事案について、それぞれ滞納処分を前提とした納税交渉を行い、納付・滞納処分を行ったところでありますが、時効完成分の年度分については徴収権が消滅したため、今回不納欠損処分したものでございます。

また、平成19年度は、昨年度と比較しますと993万6,736円不納欠損額が増加しております。これにつきましては、町内に固定資産を有し滞納状態が継続しておりました法人について、会社が休眠状態であることや、競売等によりまして処分する財産がなくなりましたことから不納欠損処分したことがその主な要因でございます。

以上が平成19年度に行いました不納欠損処分の状況でございます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(3) 登校中の児童に対する暴行事件について、理事者の報告を求めます。野崎教育委員会総務課長。

教委総務 それでは、各課報告事項の3番目でございます。登校中の児童に対する暴行事件についてご説明させていただきたいと思っております。

子どもの安全確保につきまして、日頃から自治会をはじめ婦人会・老人会・小地域福祉会等地域住民の皆様にご見守りをいただいております。また、PTA・教職員・行政・警察などがパトロール活動を継続しておこなっておりますが、さる4月9日、小学校の児童・保護者が集団登校中、男性から暴行を受けるという事件が発生いたしました。児童や保護者はいずれも軽傷で、犯人は保護者の通報により西和警察署に逮捕されたところでございます。

事件以後、町職員によります登校中の早朝青色防犯パトロールを4月末まで実施し、また見守りをいただいている皆様にご危険を知らせるための笛を配布させていただいたところでございます。

また、今回の事件を受けまして、さらに地域ぐるみでの子どもの安全を守る活動の充実を図るために、5月15日に、関係機関の団体の代表による「子どもの安全対策懇談会」を開催させていただきまして、家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項につきましてのご協議いただいたところでございます。

川辺容疑者については、4月28日頃に釈放されるとの連絡を西和警察署から受けておりましたが、起訴され、現在も拘留中であるとのことでございます。釈放されました後につきましても、町といたしましても川辺本人の心のケアにつきまして、父親のほうからそういったかたちでのカウンセリング等のご依頼とご相談があれば、相談にも応じてまいりたいというふうにご考えております。

また、児童への心のケアにつきましては、学校を中心といたしまし

てスクールカウンセラー等の専門家との連携を図ってまいりたいというふうを考えております。

今後とも、地域の方々や関係機関団体のご協力を得ながら、安全と安心の町づくりとしての取組みを継続するとともに、子どもたちの安全確保に努めてまいりたいという風に考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(4) 小学校における感染性胃腸炎の発生について、理事者の報告を求めます。野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 それでは各課報告事項の4番目でございます。小学校における感染性胃腸炎の発生についてということでございます。

先月の4月18日頃より、斑鳩小学校校内におきまして「ノロウイルス集団感染」が発生いたしまして、4月21日、22日の2日間学校閉鎖をいたしましたところでございます。保護者の方々につきましては、不安感をいだかせるなどご迷惑をおかけいたしました。発生以来、連日校内の消毒作業を教職員で継続して作業いたしておるところでございます。その間、保護者の方々がボランティアで消毒作業にご協力いただいたところでもございます。また、児童の欠席状況を逐一郡山保健所にご報告を申し上げてきたところでもございます。

そうしたことから、郡山保健所より5月12日夕刻に学校へ「終息宣言」のご報告がございました。

今後は、トイレや手洗い場の衛生的な使い方を中心に子どもたちの手洗い励行の指導をしたところでございます。終息宣言が出た後も約2週間程度、PTAの協力を得まして清掃作業を行い安全管理に努め

てまいりたいというふうに考えております。以上で、小学校におきま
す感染性胃腸炎の発生についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい
たします。

(な し)

委員長 次に、(5)斑鳩町農業委員会委員選挙について、報告を求めます。
佐藤選挙管理委員会書記。

選挙管理 それでは、斑鳩町農業委員会委員選挙について説明させていただき
委員会書 ます。

記 平成20年7月19日に任期がまいります斑鳩町農業委員会委員選
挙についてであります。

去る5月19日(月)開催の斑鳩町選挙管理委員会におきまして決
定いたしました斑鳩町農業委員会委員選挙の日程について、ご説明申
し上げます。

まず、6月19日(木)、午前10時より立候補予定者説明会を開
催いたします。次に、7月1日(火)が告示日で、午前8時30分
から午後5時まで立候補届けの受付をいたします。そして、投票日は7
月6日(日)で、翌日の7月7日(月)が当選証書付与式という日程
になっております。

なお、この選挙にかかります選挙民への周知につきましては、この
後5月下旬に選挙執行のチラシを農家組合を通じて配布する予定であ
り、そのなかで、立候補予定者説明会や投票区について周知を行って
まいりたいと考えております。

以上で、斑鳩町農業委員会委員選挙についてのご説明とさせていた
だきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、他に理事者側から報告しておくことはございませんか。
吉田総務課参事。

総務課参事 委員皆様に大変ご心配いただいております。峨瀬自治会集会所に伴います訴訟控訴事件について、現在の大阪高等裁判所におけます状況について報告いたします。

この事件は、奈良地方裁判所におきましてすべて適法であると認定され、町の全面勝訴でありましたが、原告西谷剛周は判決を不服といたしまして平成19年3月13日付け、大阪高等裁判所に控訴されたものでございます。

その事件につきましては、平成19年7月5日の1回の公判から平成20年4月18日の弁論終結にまで4回の公判がございました。判決につきましては、平成20年6月27日の予定となっております。

簡単ではございますが、訴訟控訴事件についてのご報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 他に報告はございませんか。 佐藤総務課長。

総務課長 申し訳ございません。斑鳩町消防団本団役員の異動について少しご説明させていただきます。

お手元に配布させていただいております資料に基づきましてご報告申し上げます。

一番下欄になりますけれど、森口昌彦前団長が平成20年3月31日付けで退団され、新たに4月1日付けで、前平文男団長が就任されました。それに伴いまして、4月1日付けで森田友國副団長と紀勝司第1分団分団長が新たに就任されました。この場をお借りしまして、ご報告させていただきます。

また、来月になりますけれども、6月16日に開催されます総務常任委員会の終了後、午後2時からですが、消防運営委員会を開催させていただきたいと考えております。午前と午後の会議になりますけれども、委員の皆様方におかれましては、出席賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

今、説明がありましたように、6月16日に消防運営委員会が開催されますので、そのときに新の役員さんともまた顔合わせもしていただけたと思いますので。2時からですので、是非とも出席をお願いしたいと思います。

他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、以上をもって、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けいたします。

ございませんか。

(な し)

委員長

それでは、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、閉会にあたりまして副町長の挨拶をお受けいたします。 芳村副町長。

(副町長挨拶)

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午前10時07分 閉会)